掲載・更新年月日: 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表 金融事業者の名称 株式会社保険ダイレクト
■取組方針掲載ページのURL: https://www.hoken-direct.co.jp/doc/for-customers-kpi.pdf
■取組状況掲載ページのURL: https://www.hoken-direct.co.jp/doc/for-customers-kpi.pdf

-4	祖状況掲載ページのURL: https://www.hoken-direct.co.jp/doc/for-custom原則	ers-kpi.pdf 実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則,—	【顧客の最後の利益の追求】 金融等業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正 に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした 業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 2ページ 取組方針1:お客様最善の利益の追求 ①~④	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 3ページ 取組状況1:お客様最善の利益の追求
2	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、 顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保 につなげていくことを目指すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 2ページ 取組方針1:お客様最善の利益の追求 ①~④	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 3ページ 取組状況:お客様最善の利益の追求
	【利益相反の遺切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把 握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべき である。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべ きである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 3ページ 取組方針2利益相反の適切な管理 ①~③	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 3ページ 取組状況2利益相反の適切な管理
原則3	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の願客への販売・推奨等に伴って、当該商品の現供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた。商品を販売・推奨等する場合・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の連用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 3ページ 取組方針2利益相反の適切な管理 ①~③	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 3ページ 取組状況2利益相反の適切な管理
原 則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細 を、当該手契料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が 理解できるよう情報提供すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 3ページ 取組方針3:手数料等の明確化①	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融等業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則41に 示された事項は水、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を 顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針4:お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 ① ~⑧	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供
 1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リケーン)、 指集その他のリスク、取引条件・ ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として ・顕名に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客の ニーズ及び意同を 診まえたものであると判断する理由を含む)・ ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反 可能性がある。 場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は、 来務に及ばす影響	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針4.お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 ①. ②	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供
原則 5	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、バッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう。それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	「お客さま本位の業務連営方針および具体的な取り組み」 7ページ 金融庁「顧客本位の業務連営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務連営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない譲実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針4お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 項目④~⑧	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供
注 4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの模雑さに見合った情報提供を、分かりやすぐ行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、商家な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、配金において同程の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリケーンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすぐ下草な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針4.お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 項目④~⑧	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供
注 5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて 区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべ きである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針4.お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 項目④~⑧	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況3お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供

	原則	実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【画客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把 担し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべ きである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①~⑥	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5:お客様にふさわしいサービスの提供
	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・服客の窓向を確認した上で、まず、顧客のライフブラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と 投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を 打っこと。 ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービス について、各業法の 体を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手 放射が行うこと。・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視 にも配慮した。 適切なフォローアップを行うこと。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②/5/6	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5:お客様にふさわしいサービスの提供
	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等 主 する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意 2 すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務適営方針および具体的な取り組み」 7ページ 金融庁「顧客本位の業務適営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務適営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
原則 6	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性 主等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公妻すとともに、商 3 品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に要称した。で、自ら の責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 7ページ 金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ペーン ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガパナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う 建合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販 本・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨 等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②⑤⑥	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5.お客様にふさわしいサービスの提供
	主 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深 あるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②/5/6	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5:お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商 は 品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金 酸商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属 性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提 供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②/5/6	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5:お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商 品の特性等に応じて、プロダクトガハナンスの実効性を確保するために金融商 品の組成に携わる金融事業者においてそのような取組かが行われているかの 7 把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選 定等に活用すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②⑤⑥	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況5:お客様にふさわしいサービスの提供
原	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬、業積評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 6ページ 取組方針6:従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 項目 ①②③	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 6ページ 取組状況5:従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
則 _[フ]	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内 注 容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業 員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備 すべきである。	実施	「お客さま本位の業務適営方針および具体的な取り組み」 6ページ 取組方針6:従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 項目 ①②③	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 6ページ 取組状況5:従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
補充原則1	【基本概念】 金額商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良みを贈商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ。金融庁「顧答本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係※にて記載
	【体制整備】 ・ は耐雨品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガイナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・ 管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を 確保するための体制を整備すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指揮(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
補充原則2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る 金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成、 提供、管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理 部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のぼ か、アフトの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検 討すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁 願客本位の業務連営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務連営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
	全融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直 2 すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載

	原則	実施·不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顕客の真のニーズを想定した上 で、組成する金融商品がそのニーズに最も合数するものであるかを勘案し、商 品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顕客の最善の 料益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顕常属性を特定し、金融 商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携 すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ベージ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②⑤⑥	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況4:お客様にふさわしいサービスの提供
補	注 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持 続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間 の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
充原則3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本とに具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売が出こも間意すべきである。その際、商注品・福度すべきである。その際、商注品・福度などのでは、一般では、一般の	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ペーン ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガハナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を 翻客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、 油商品の複雑さやリスツ等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携 わる金融事業者との情報連棒や必要に応じて実施把機のとかの副客等に取り 3 起いさきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金 融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前 に取決めを行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5お客様にふさわしいサービスの提供 項目①②⑤⑥	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況4:お客様にふさわしいサービスの提供
	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた 商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や 見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクト がバナンスの体制全体の見直しにも、必要し応して活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に 採わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する部盤属性と 実際に購入した顧客属性が会致しているか等を検証し、必要に応じて適用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5:お客様にふさわしいサービスの提供 項目⑦	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況4:お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスケ・リターン・コストのパランスが適切 かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成でされ、場合には、金銭商品の改善、他の金融商品との併合、続上商選等の検討を行うとともに、その後の商品組成、提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見値しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ページ ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さりリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良比の金融商品を顕著名に提供するために活用する観点から実効に関わるものであるべきであり、実際に関えした顧客運作に係る情報のほか、例えば器容から2の苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を診察する。また、金融商品の販売に携わる金融事業者がら得られた情報を診察するでは、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 5ページ 取組方針5:お客様にふさわしいサービスの提供 項目⑦	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 5ページ 取組状況4:お客様にふさわしいサービスの提供
	金融商品の相成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部 注 委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に ないて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる 3 金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報につ いては、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 7ページ 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ペーン ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガハナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
	【 順客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、連用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	大池	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針もお客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 ① ~③ 5ページ 取組方針5:お客様にふさわしいサービスの提供	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況・お客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 5ページ 取組状況・お客様にふさわしいサービスの提供
補充原則5	金融商品の相成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その適用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う注 者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、適用責任者や連用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は適用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 8ページ 金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本 位の業務運営方針」の対応関係	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 2ペーン ■ご参考 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダ クトガバナンスに関する補充原則」と当社取組方針・取組状況の対応関係 ※にて記載
	注 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報 2 提供を行うべきである。	実施	「お客さま本位の業務運営方針および具体的な取り組み」 4ページ 取組方針もお客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 ① ~ジ 取組方針5:お客様にふさわしいサービスの提供	「2025年5月期取組状況・成果指標(KPI)」 4ページ 取組状況もお客様にとって重要な情報の分かりやすい提供 5ページ 取組状況もお客様にふさわしいサービスの提供

【照会先】

部署	事業推進部
連絡先	メールアドレス : info@hoken-direct.co.jp